

## 入札契約制度の改善について

平成15年5月23日

○ 当会社では入札契約制度の透明性を高め公正な入札・契約手続きを推進するため、次のとおり実施することとしました。

### 1 予定価格の事前公表の実施について

#### (1) 対象業務等

・ 予定価格250万円を超える修繕工事、建設工事について対象とする。

#### (2) 公表方法

・ 指名競争入札及び随意契約については、指名通知書に予定価格を明示する。  
・ 一般競争入札及び公募型指名競争入札については、工事公表文に予定価格を明示する。

#### (3) 実施時期

・ 平成15年5月23日から

### 2 設計金額の事前公表の試行について

#### (1) 対象業務等

・ 指名競争入札については、設計金額250万円を超える委託業務について全業務を対象とする。

#### (2) 公表方法

・ 指名競争入札については、指名通知書に設計金額を明示する。

#### (3) 実施時期

・ 平成14年4月1日から

### 3 その他

#### (1) 工事費内訳書等の提示の義務付け

・ 事前公表を行う予定価格5千万円以上の修繕工事、建設工事及び設計金額5千万円以上の委託業務(工事に係るものに限る)を対象に工事費内訳書等の提示を義務付ける。

#### (2) 配置予定技術者の事前届出の義務付け

・ 事前公表を行う予定価格5千万円以上の修繕工事、建設工事について、入札に際し配置予定技術者を届け出ることを義務付ける。